様式第１号（第４条関係）

　　　　年　　月　　日

（受注者）　様

（発注者）　印

公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置による

請負代金額変更の協議について（通知）

　公共工事の迅速かつ円滑な施工確保と技能労働者の確保に向けた就労条件の改善の観点から，次の契約について，請負代金額変更（旧労務単価に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更）の協議の請求が可能であることを通知します。

１　工事名

２　請求可能期限

　　　　　　年　　月　　日

３　事務処理について

　　新労務単価に基づく請負代金額変更の協議を請求する場合は，別記様式第２号により請求可能期限までに請求してください。

請求に当たっては，下請負契約への労務単価の適正な反映や，自社で雇用する技能労働者への賃金水準の引き上げ等を行ってください。

　　なお，請求を発注者が受理することで，変更契約の協議の対象とします。

４　協議により請負代金額が変更となった場合

　　協議により請負代金額が変更となった場合は，誓約の内容について，確実に実施することとし，必要に応じて調査を行うことがあります。

　　また，調査等により誓約内容の履行確認ができない場合については，再度の請負代金額の変更の対象とすることがあります。

様式第２号（第５条関係）

　　　　年　　月　　日

（発注者）　様

（受注者）　印

公共工事設計労務単価の適用に係る特例措置による

請負代金額変更の協議について（請求）

　　　　　年　　月　　日付けで通知の特例措置について，発注者との協議が整った場合であって，下請負契約の締結がある場合においては下請労働者の労務単価を適正に見込んだ下請負契約を締結し，その支払いの確認等を行うとともに，自社で雇用する技能労働者への賃金水準の引き上げ等を誓約し，請負代金額変更（旧労務単価に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更）の協議を請求します。

　工事名